

平成23年10月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 村松一樹

平成23年(管)第2297号 敷金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年9月27日

少額訴訟判決

東京都渋谷区

原告

東京都千代田区

被告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人

主文

- 1 被告は、原告に対し、10万6420円及びこれに対する平成23年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、金32万5500円及びこれに対する平成23年4月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- (3) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。